

第94回地方分権改革推進委員会でのヒアリングについての記者会見概要

【日 時】 平成21年8月25日（火） 17:10～17:22

【場 所】 都道府県会館6階 知事室

【出席者】 麻生全国知事会会長（福岡県知事）
森全国市長会会長（長岡市長）
中川全国知事会事務総長

（事務局）

ただいまから、共同記者会見を始めさせていただきます。

はじめに、麻生知事会長からお願いいたします。

（麻生全国知事会会長）

今日は、地方分権改革推進委員会に、我々、地方執行三団体がまいりまして、我々の意見を申し述べた次第であります。地方分権改革推進委員会におかれましては、この夏場も精力的に検討を進められております。

まず冒頭、私が申し上げたのは、今回の選挙では分権ということに、非常に大きな焦点があたっており、選挙が終われば、分権推進のための活動を早速、始めて行くんですけども、その場合に、地方分権改革推進委員会は、与野党の賛同を得て成立した地方分権改革推進法に基づいて設置されており、民主党も賛成している。かつ国会の同意人事で任命された委員であるということを考えますと、選挙結果がどうであれ、ともかく、分権を進めていく場合に、非常に重要な既発点、出発点になると。ついては、まず、秋の分権推進を睨んで、しっかりした勧告なり報告を出してもらうということを非常に強く希望していると申し上げました。

私の方からは、その場合に、財政問題と、ひとつは税源の5:5ということを必ず、明示をしてもらいたい。それから交付税については、その機能がちゃんと果たせるように、いわゆる保障機能、財政調整機能を持った制度として充実していく、復元・増額をやっていく必要があると。

3番目に、国と地方の協議の場についても、今回のマニフェストで各党とも法定した形でやると約束しているので、これを実行したいと考えているので、これに対する支援をお願いしたいと。

直轄事業負担金の問題は、かねて委員会からの意見をもらっているけれども、その意見に沿った線で、国との話し合いを進めている状態だと。

補助金の問題については、民主党の場合には、思い切って補助金を削減し、交付金に代えると言っていると。それ自体は、結構だけれども、ただ、その代えた後、額をきちっと確保することが非常に大事だと思っているということと、最後に、義務付け・枠付

けというのは、これは地方の自由度を回復するのに不可欠である。非常に膨大な作業をしているけれども、これについては、きちっと勧告を出してもらいたいというような点を、特にお願いしたいと申し上げました。

(森全国市長会会長)

私の方からは、基礎自治体という立場でありますので、税源5：5と地方と国との協議の場については、基本的には、麻生会長と同じスタンスであるということ意見を申し上げました。特に、協議の場について質問がありましたので、ただ単に意見を聞いて終わりというようなガス抜きの場にならないように、きちんと政策等について議論する場にして欲しいということをお願いしました。

もう1つ、地方交付税の復元はもちろんです、地方交付税は本来、地方固有の財源であると歴代総理がおっしゃっていることからすると、国から地方への恩恵ということではなくて、当然、本来、地方に戻すべきものを戻しているだけだということになります。そういう立場に立つとすれば、地方交付税を地方共有税という名称に変更して、本来、地方のものだということを確認して欲しい。しかも、国の財政で、左右されることのないように、きちんと措置して欲しいということをお願いしました。

もう1つ、義務付け・枠付けの見直しについてですが、特に生活に密着した政策というのは、市町村が実施主体のものが多く、その実施主体に相談なしに、政策を製品と考えると、製品を改良したり、開発したりすることはあり得ない。そういう具体的な事例を申し上げました。

つまり、地方も国も、生活に密着した政策に関して言えば、共同の責任を負っているという立場を強く申し上げました。

特に、私から申し上げましたのは、地方分権というのが大変脚光を浴びて、今回の選挙の争点になって、これは、本当にいいことだと思っています。それだけに、ここに来て、なぜ地方分権が必要かよく分からないという声が出てまいりましたので、その辺の本来の地方分権の目的とか理念、意義について、きちっと原点に戻って、分権改革委員会でも明らかにして欲しいと。これは1つは、平成18年6月7日に、地方六団体が、新地方分権推進法の制定をということをお願いし、そこできちんと理念を書くように提案をしております。そういうような中で、地方分権の意義が分かるように、国民に分かりやすいようにして欲しいと。こういうことを特に申し上げました。

<質疑応答>

(記者)

丹羽委員長からも指摘があったが、国と地方の税源配分の5：5の話で、地方交付税も含めると、既に6：4になっているのではないかという。それで、全国知事会、全国

市長会が主張されている交付税を共有税に変更した場合で、これで5：5が実現できたという判断できるのでしょうか。

(麻生全国知事会会長)

違います。それは、計算の仕方が間違っているのではないのでしょうか。我々が主張しているのは、交付税を含めて計算しているのではないんですね。税源そのものの、直接収入の関係で言っているわけです。

(記者)

あくまで、地方税ということですね。

(麻生全国知事会会長)

はい、地方税のことを言っているわけですから。変な議論ですね、あれは。よっぽど、何でそんな変なことを言うのかと言おうと思ったけど。

(森全国市長会会長)

会長は、少し変だなと思いながら言っておられた雰囲気がありましたね。そういう極端な議論もありましたとおっしゃった気がします。

(記者)

国と地方の協議の場の段取り、スケジュールについて問われて、麻生会長が、この段階だと、選挙前だし、議論しにくいとおっしゃっていたと思いますが、一方で、法律に基づかない形でなんらかの協議の場を設置して、法制化に向けて議論しようとおっしゃってましたが、その辺のスケジュールは具体的にあるのでしょうか。

(麻生全国知事会会長)

国と地方の協議の場を法定化する場合は、まさにどのような協議の場としての法律をつくるかという協議をしないといけない。いきなり、法律がポーンと天から降ってきて、それでやるというわけにはいきませんから。従って、まずは、地方と国の協議の場、法律に基づかない形でありますけども、スタートさせないといけないと。そして、その協議のなかで、もちろん、1つの大きなテーマは、協議の場の法制化というものを、具体的にどんな中身でやるかということを経験し、合意し、具体的に立法化するという作業はあると思います。

同時に、予算編成とか義務付け・枠付けの作業が進んでまいりますから、そのような法定化される前であっても、税財政問題とか権限の移譲の問題とか、そういうことも議論を並行してやっていかなければ、今の見通しでは、相当早い形で、新しい政権が活動

を始めていくということになると思いますから、それに遅れないような形で行っていく必要があるのではないかと考えています。

(記者)

協議の場の法制化のあり方を検討する協議の場は、今の、現時点での協議の場を活用するような形になるのでしょうか。

(麻生全国知事会会長)

現時点の協議の場というのはどういうものですか。

(記者)

たまに、三位一体改革の関係で7～8回やっていますよね、

(麻生全国知事会会長)

あれと同じと言いたくないかもしれません。

(森全国市長会会長)

私の持論を申し上げますと、読売新聞でしたか、マニフェストは契約であるという社説がでていましたね。つまり、契約というのは甲と乙があると。公約とは違うと。だから一方的に出すべきではないと。そういうことからすると、本来、マニフェストというものをつくる時に、事前にきちっとつくる過程を公開して、我々に相談しないで一方的に出したことが、私はおかしいと思っています。そんなマニフェストはないと思っています。ですから、今思うと、今回できたマニフェストは、実務上、各政党、問題があるのはあると思っています。ということは、政権発足後、すぐ意見を言わなければいけないと覚悟を決めている。そういう意味では、ちゃんと意見を言っていくということが、すぐ始まるということじゃないのでしょうか。

しかも、協議の場をつくるとマニフェストに書いた方が、協議しないということはあり得ないわけですから、これは協議の場ができるんでしょう。そういうふうに思っています。

—以 上—